

香南市有料広告の掲載に関する要綱

平成19年2月8日

告示第6号

改正 平成19年3月14日告示第10号

改正 平成19年3月30日告示第25号

改正 平成19年6月13日告示第43号

改正 平成20年3月11日告示第12号

改正 平成20年8月28日告示第54号

(目的)

第1条 この告示は、香南市が管理する物品に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載媒体)

第2条 広告を掲載する媒体は、市が作成する次の各号に掲げるものとする。

(1) 広報こうなん(以下「広報」という。)

(2) 香南市公式ホームページ(以下「ホームページ」という。)

(3) 公用封筒及び窓あき封筒(以下「封筒」という。)

(掲載の要件)

第3条 掲載できる広告は、次の各号に掲げる事項に該当しないものとする。

(1) 市の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に係るもの

(4) 公の秩序及び善良な風俗に反するおそれのあるもの

(5) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの

(6) 青少年の健全育成に反するもの

(7) 消費者保護の観点からふさわしくないもの

(8) 国又は地方公共団体が広告対象の会社、製品及び商品サービスを推奨していると誤解を招くおそれのあるもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する業種及び業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業類似の業種
- (2) 消費者金融
- (3) たばこ
- (4) ギャンブルにかかるともの
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種及び業者
- (6) 民事再生法及び会社更生法による再生更正手続中の業者
- (7) 市区町村民税を滞納している者
- (8) 人権侵害、名誉毀損及び各種差別的なもの
- (9) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (10) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (11) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (12) 宗教団体等による布教推進を主目的とするもの
- (13) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (14) 社会的に適切でないもの
- (15) 国内世論が大きく分かれているもの
- (16) 前各号に掲げるもののほか、掲載する業種及び業者として適当でないと市長が認めるもの

(広告掲載の募集方法)

第4条 広告の募集は、広報及びホームページにより行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、直接個別に広告掲載の案内を行うことができる。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載期間、掲載料等は、別表に定めるとおりとする。

2 広報及び封筒は、同じ広告媒体への掲載をそれぞれ1件までとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)は、広告掲載申込書(様式第1号)に、市長が指定する期日までに原稿及び市区町村民税の納税証明書を添えて、広報については掲載を希望する広報該当月の前々月末までに、ホームページに

については広告掲載を希望する月の前月の20日までに、封筒については公募時に指定する日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みの際、必要に応じて業務内容等がわかるものの提示を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条の広告掲載申込書の提出を受けたときは、香南市広告掲載審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、答申を受けた後掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書(様式第2号)又は広告非掲載決定通知書(様式第3号)により広告掲載希望者に通知するものとする。ただし、審査会の委員長が審査会に付する必要がないと認める事案又は急を要する事案については、回議により審査会の審査に代えることができる。

2 市長は、広告掲載希望者の数が、別表に定める広告の枠数を超えたときは、次の順位により決定する。

(1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するものに関する広告

(2) 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業又は事業者等(出店を予定する者を含む。)若しくは商店街又は専門店街等の広告

(3) 前号に規定するもの以外の企業又は事業者等若しくは商店街又は専門店街等の広告

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が香南市の印刷物等に掲載する広告として適当であると認める広告

3 市長は、前項各号の順位が等しい者が複数いる場合、ホームページへの広告掲載については掲載希望月数の多い者を優先し、広報及び封筒については受付順により決定することができる。

4 市長は、広告の掲載位置について決定することができる。ただし、封筒の広告掲載位置については、抽選により決定するものとする。

(ホームページの広告掲載内容の承諾)

第8条 前条の規定によりホームページへの広告掲載の決定通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、掲載内容、条件等を記載した香南市ホームページバナー広告掲載承諾書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(広告掲載料の納入)

第9条 広告主は、市長の指定する期日までに、広告掲載料を一括納入しなければならない。

(広告の作成及び経費の負担等)

第10条 掲載する広告の原稿の作成に係る経費は、広告主の負担とする。

2 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

3 広告主は、広告掲載後、その責めに帰すべき理由により、市に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(審査会)

第11条 審査会は、副市長、総務課長、財政課長及び広告の掲載媒体の所管課長で組織する。

2 審査会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第12条 審査会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 会議は、過半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、その意見を聴き、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(広告内容等の審査及び協議)

第13条 市長は、広告の内容等について審査し、香南市の信用性を損なうことのないよう、広告内容等について広告主と協議しなければならない。

2 ホームページに掲載する広告のデザイン等、広告表現に関する基準は、市長が別に定める。

3 ホームページの広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに市長に申し出なければならない。

(広告内容等の変更)

第14条 市長は、広告の内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの告示に抵触していると判断したときは、広告主に対して、広告の内容等の変更を求めることができる。

(掲載の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告主から広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告主から広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により掲載決定を取り消したときは、広告掲載取消通知書（様式第5号）により広告主に通知するものとする。

3 第1項第2号及び第3号の規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

（広告掲載の取り下げ）

第16条 広告主は、自己の都合により、ホームページ及び封筒への広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

4 広告掲載後に、第1項の規定により当該広告を取り下げるときは、市長は当該封筒を処分することができることとする。

（ホームページへの掲載期間の延長）

第17条 広告主の責めに帰さない理由により、ホームページへの広告掲載ができなかったときは、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

（広告掲載料の返還）

第18条 広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載ができなかったときは、広告期間の延長又は掲載号の変更等を行うこととする。

2 前項に定める掲載期間の延長又は掲載号の変更等が困難な場合は、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

3 ホームページの広告掲載においては、広告をホームページから削除した日から広告掲載終了予定日までの日数で日割計算するものとする。この場合において、小数点以下は切り捨てた金額とし、利子を付さない。

(広告代理店等への委託)

第19条 市長は、広告の掲載媒体（封筒は除く。）について、第4条及び第6条に規定する広告取扱業務を広告代理店等に委託することができる。

(庶務)

第20条 審査会の庶務は、財政課において処理する。

(その他)

第21条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(要綱等の廃止)

2 香南市ホームページ広告掲載取扱要綱（平成18年香南市告示第64号）、香南市ホームページバナー広告掲載基準（平成18年香南市告示第65号）及び香南市広報こうなん広告掲載取扱要綱（平成18年香南市告示第105号）は廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、香南市ホームページ広告掲載取扱要綱、香南市ホームページバナー広告掲載基準及び香南市広報こうなん広告掲載取扱要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月14日告示第10号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第25号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月13日告示第43号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月11日告示第12号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月28日告示第54号）

この告示は、公布の日から施行する。